

## 事前評価調書

I 事業概要	
事業名	治山事業（治山施設機能強化事業）
地区名	新城市作手大和田字保シ貝津
事業箇所	新城市作手大和田字保シ貝津地内
事業のあらまし	治山施設の整備及び森林整備を実施することにより、荒廃溪流を保全し、荒廃森林の機能回復を図り、山地災害を防止する。
事業目標	【達成（主要）目標】 床固工1個、床固工嵩上げ1個、谷止工2個、谷止工嵩上げ3個を設置し、荒廃溪流の保全を図る。 本数調整伐を2.00ha実施し、荒廃森林の機能回復を図る。
事業費	事業費
	内訳 159百万円 ■工事費 156百万円、■用補費 2百万円、■その他 1百万円
事業期間	採択予定年度 平成28年度 着工予定年度 平成29年度 完成予定年度 平成30年度
事業内容	床固工1個、床固工嵩上げ1個、谷止工2個、谷止工嵩上げ3個を設置する。 本数調整伐を2.00ha実施する。
II 評価	
①事業の必要性	1) 必要性
	判定
②事業の実効性	1) 事業計画
	判定
2) 地元の合意形成	
III 対応方針	

当該地域では、溪流及び森林の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。

A

A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。  
B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。

【理由】

山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。

1) 事業計画

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
工種 区分	調査・設計	←→							
	用地補償		←→						
	工事		←→						
	・床固工		←→						
	・谷止工		←→						
	・本数調整伐		←→						
事業費（百万円）		159							

2) 地元の合意形成

合意済み

A

A：事業計画の実効性が期待できる。  
B：事業計画の実効性が期待できない。

【理由】

地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。

**妥当**

事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。  
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

**IV 事後評価実施の有無と主な評価内容**

■対象（事業完了後5年目）    □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】